

平成19年4月から

那珂川町の行政組織が統一されます

「自治会」・「区」から「行政区」へ

町ではこれまで合併後、「那珂川町の行政組織」について、統一に向けて検討してきました。

合併協議の中では、「行政連絡組織については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに行政区制度に統一するものとする」とされてきました。なお、行政区の区域及び名称については、「地域住民の意向を尊重し、新町において調整するものとする」として、調整を図ってきました。

「地域住民との協働のまちづくり」を展開するためには、地域自治組織のあり方が最重要となります。

現状の違い

．．自治会と区．．

これまでは、旧町ごとに組織形態や役割の違いがあり、それらに伴い補助金や報酬も違う状況にありました。

まずは、「自分たちの自治会、区はこのままでいいのか？」を検証し、「地域のコミュニティは、自ら築く」を合言葉に、将来を見据えながら地域の皆さんで十分に話し合っていたいただきたいと考えています。

そのうえで、少子高齢化の状況や行政効率の向上等を考慮して、新しい行政区の統合再編を目指します。

○組織

組織については旧町それぞれに違いがありますが、その違いを十分に認識し、新しい行政区の方針を理解していただく必要があります。

旧馬頭町は大字自治会長に行政協力員、自治会長に事務連絡員、組長に事務連絡補助員の委嘱をし、自治会組織を利用して行政の連絡をお願いしていました。

一方、旧小川町は自治会組織とは別に区を設置して行政連絡を図ってきました。

また、加入状況についても表1のとおり違いがあります。

表 1

項目 町名	総世帯数	加入世帯	組織の数	班 数	組 数	加入率	平均加入世帯数
旧馬頭町	3,892	3,262	26大字自治会	89 自治会	366 組	83.8%	1 組あたり 8.9 世帯
旧小川町	2,102	1,829	14 区	84 班	—	87.0%	1 班あたり 21.8 世帯

表 2

役職名 業務の種類	大字自治会長（旧馬頭町）	区 長（旧小川町）
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文書広報紙等の配付（自治会長） ・各種募金の集金（自治会長） ・各種調査及び報告 ・集落座談会等の招集 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書広報紙等の配付 ・各種募金の集金 ・各種調査及び報告 ・集落座談会等の招集 ・集団検診申込書の配布、回収 ・環境美化運動の実施 ・ごみステーションの管理、指導
大字自治会長、 区長職に兼務として お願いしていた業務	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会開催の業務 ・河川・道路愛護会委員の業務等 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙時の投票管理者の業務 ・町民まつり実行委員の業務 ・交通安全対策協議会委員の業務 ・社会を明るくする運動実行委員の業務 ・体育協会理事の業務 ・青少年育成協会員の業務等

○業務内容

主な業務内容は文書広報紙等の配付、各種募金活動、環境美化活動等ですが、文書の配付方法についても、小川地区の区長に配付するのに対し、馬頭地区は大字自治会長

ではなく、集落の自治会長に配付依頼するなど違いがあります。また、兼務としてお願いしている業務についても、表2のとおり違いがあります。

現状の問題点

現在、一番大きな問題と
なっているのは、自治会や区
に加入しない世帯が増えてい
ることです。

少子高齢化や核家族化が進
むことにより、町民のコミュ
ニティ意識の希薄化が生じ、
これまで地域のコミュニティ
が果たしてきた自治活動や互
助活動が低下してきていま
す。

また、組織上の大きな違い
は、旧馬頭町の自治会は、大
字自治会長↓自治会長↓組長
の3段階に対して、旧小川町
の区は、区長↓班長の2段階
になっています。

この違いは、文書等の配付
方法にも影響しています。

○調整にあたって

那珂川町の行政区制度の導
入に向けて、平成17年度から
18年度にかけて、大字自治会
長連絡協議会及び区長会にお
いて住民の皆さまの意見を取
り入れながら調整してしまし
た。

平成19年4月から新しい行
政区において運用していきたく
いと考えています。

○那珂川町の行政区とは？

馬頭地区の自治会と、小川
地区の区を再編、統一して、
地域自治組織として運営し、
行政と住民の連絡組織とする
団体です。

○今の自治会、区はどうなる の？

馬頭地区の自治会は地元の
活動団体ですが、行政区との
整合性を図ることが必要とな
ります。

また、小川地区の区は行政
区に移行されます。

新しい行政区の かたち

○名称、組織

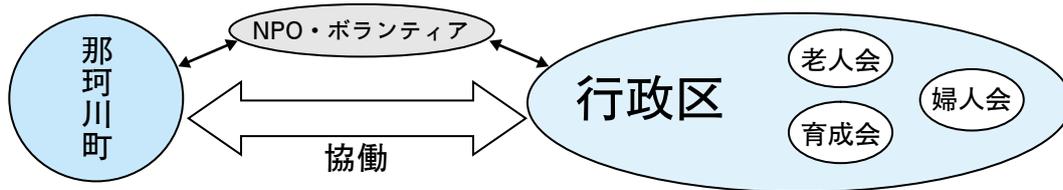
組織については、現状の区
域、体系を尊重しながら、統
合、再編を積極的に推進して
いきたいと考えています。

組織世帯は、事務連絡の効
率化を考慮して、その区域に
ある全世帯加入を目標とし
て、未加入世帯の加入促進を
図ります。

連絡体系は行政区長↓班長
を原則として、必要に応じて
組長を組織し各家庭に連絡す
るものとします。

名称についても、現状の名

称を優先し「○○行政区」と
します。(例 新町上行政区、
小砂行政区、小川第1行政区、
小川第14行政区)



○新しい行政区の役割

行政区では、地域住民の交
流と親睦を深めながら、明る
く住み良いまちづくりのため、
さまざまな活動を行います。

- ・ 広報なかがわ、議会日より
等の各種情報紙の配付
- ・ 防犯活動
- ・ かけこみ110番など防犯等の
維持管理等
- ・ 環境美化活動
- ・ ごみゼロ運動の実施やごみ
ステーションの維持管理、
行政区内の清掃等
- ・ 交通安全運動
- ・ 通学路や生活道路の交通安
全への取り組み
- ・ 地域住民の交流
- ・ 行政区内の親睦を深め、レ
クリエーション活動等の実
施
- ・ 社会福祉の増進
- ・ 募金活動、敬老会、健康診
断等への協力

○自治組織支援のための補助 金

町では、行政区の役割との
調整を図りながら、行政区に
対する補助金等の見直しを考
えています。また、行政区ごと
と若しくは地域ごとにまちづ

くりを展開していこうと考え
ているところには実績に応じ
て支援する方針です。

○行政区長、班長の報酬

報酬については、行政区長、
班長の業務内容や業務量を考
慮しながら、調整を図ります。
具体的には均等割、世帯数割
等を踏まえてバランスを取り
たいと考えています。

問い合わせ

総務課行政係
☎0287-92-1111

